



# 栃木県公報

平成29年  
3月31日(金)  
号外  
第17号

## 目次

規 則	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正.....	1
教育委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正.....	2
選挙管理委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正.....	4
人事委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正.....	5
監査委員	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正.....	6
公安委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正.....	7
企業局	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正.....	8
警察本部	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正.....	10
労働委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正.....	11
収用委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正.....	12
内水面漁場管理委員会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正.....	13
議 会	
○栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正.....	14

## 規 則

### 栃木県規則第二十六号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成十三年栃木県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

**第一条の二** 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」とい





個人情報の経常的提供先

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

(総務課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第二十号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県選挙管理委員会告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中

思想・信条・  
信教等

を

要 配 慮  
個 人 情 報

に、

思想、信条及び信教に関するもの 社会的差別の原因となるもの

を

人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実  
心身の機能の障害があること 健康診断等の結果  
医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと  
刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと

に、

「審議会」を「審査会」に

本人 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）

個人情報の主な収集先	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他( )	せ
------------	--------	---	---

個人情報の収集方法			に
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(根拠: 条例第6条第3項第 号該当)		
収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他( )		
個人情報の経常的提供先			

改める。

附 則

この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法(昭和三十二年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中

思想・信条・  
信教等

を

要 配 慮  
個 人 情 報

に、

思想、信条及び信教に関するもの 社会的差別の原因となるもの

を

<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続が行われたこと	に
---	---

「審議会」を「審査会」に

個人情報収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）		を
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

個人情報の収集方法			に
個人情報収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）		
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報の経常的提供先			

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第五号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十九年三月三十一日

栃木県監査委員

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県監査委員告示第十号）の一部を次のように改正する。  
第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中

思想・信条・  
信教等

を

要配慮  
個人情報

を

思想、信条及び信教に関するもの 社会的差別の原因となるもの

を

人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実  
心身の機能の障害があること 健康診断等の結果  
医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと  
刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと

を

「審議会」を「審査会」とし

個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）

を

個人情報の収集方法		
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報の経常的提供先		

を

改める。

**附 則**

この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。

**公安委員会**

**栃木県公安委員会規則第六号**

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信 勝

**栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成十八年栃木県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

**第一条の二** 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。





改める。

附 則

この管理規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。

(経営企画課)

警 察 本 部

栃木県警察本部告示第一号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県警察本部長 福田 正 信

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十八年栃木県警察本部告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

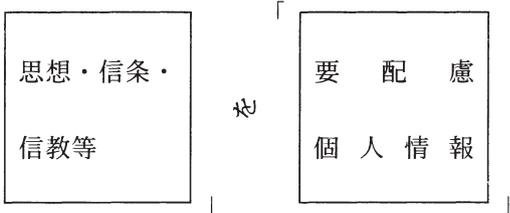
第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

第二十八条を削る。

別記様式第一号中



「 思想、信条及び信教に関するもの      社会的差別の原因となるもの 」 を

「 人種   信条   社会的身分   病歴   犯罪の経歴   犯罪により害を被った事実  
心身の機能の障害があること   健康診断等の結果  
医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと  
刑事事件に関する手続が行われたこと   少年の保護事件に関する手続が行われたこと 」 に、

「審議会」を「審査会」に

個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）		を
	収集先の	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁	

	区分	<input type="checkbox"/> その他（ ）
--	----	---------------------------------

個人情報の収集方法		
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報の経常的提供先		

改める。

附 則

この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。

労働委員会

栃木県労働委員会告示第一号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中

思想・信条・  
信教等

を

要 配 慮  
個 人 情 報

に、

<input type="checkbox"/> 思想、信条及び信教に関するもの	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるもの
--	--

を

「  
人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実  
心身の機能の障害があること 健康診断等の結果  
医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと  
刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと  
 」

「審議会」を「審査会」に

個人情報収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）

個人情報の収集方法		
個人情報収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報の経常的提供先		

改める。

附 則

この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。

収 用 委 員 会

栃木県収用委員会規則第一号

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県収用委員会会長 竹 澤 一 郎

栃木県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則（平成十二年栃木県収用委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中

思想・信条・  
信教等

を

要配慮  
個人情報

に

思想、信条及び信教に関するもの 社会的差別の原因となるもの

を

人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実  
心身の機能の障害があること 健康診断等の結果  
医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと  
刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと

に

「審議会」を「審査会」に

個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）

を

個人情報の収集方法		
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報の経常的提供先		

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第二号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 服 部 公 一

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一

号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中

「 思想・信条・ 信教等 」	を	「 要配慮 個人情報 」	に
-------------------------	---	-----------------------	---

「  
思想、信条及び信教に関するもの      社会的差別の原因となるもの  
 」

「  
人種   信条   社会的身分   病歴   犯罪の経歴   犯罪により害を被った事実  
心身の機能の障害があること   健康診断等の結果  
医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと  
刑事事件に関する手続が行われたこと   少年の保護事件に関する手続が行われたこと  
 」

「審議会」を「審査会」とし

個人情報収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（                      ）

個人情報の収集方法		
個人情報収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
	収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
個人情報の経常的提供先		

改める。

附 則

この規程は、平成二十九年五月二十日から施行する。

議 会

栃木県議会告示第二号

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県議会議長 小林 幹 夫

栃木県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程（平成十三年栃木県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（要配慮個人情報）

第一条の二 条例第二条第三項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第二条第二項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

別記様式第一号中 「 思想・信条・信教等 」 を 「 要 配 慮 個 人 情 報 」 に、

「 思想、信条及び信教に関するもの 社会的差別の原因となるもの 」 を

「 人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害があること 健康診断等の結果 医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと 刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと 」 に、

「審議会」を「審査会」に

「 個人情報収集先 

<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）
収集先の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）

 」 を

「 個人情報の収集方法 

<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第6条第3項第 号該当）	
個人情報の主な収集先 <table border="1" data-bbox="528 1912 1412 2024"><tr><td>収集先の区分 <input type="checkbox"/>他の実施機関 <input type="checkbox"/>他の官公庁 <input type="checkbox"/>その他（ ）</td></tr></table>	収集先の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）
収集先の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報の経常的提供先	

 」 に

改める。

附 則

この規程は、平成二十九年五月二十日から施行する。

---